

平成14年 3月期 個別財務諸表の概要

平成14年 5月24日

上場会社名 株式会社 三井住友銀行
 コード番号 8318
 (URL <http://www.smbc.co.jp>)
 問合せ先 責任者役職名 財務企画部 副部長
 氏名 梅山 勉
 決算取締役会開催日 平成14年5月24日
 定時株主総会開催日 平成14年6月27日

上場取引所 東証・大証・名証・札証
 本社所在都道府県 東京都
 TEL (03)3501-1111
 中間配当制度の有無 有
 単元株制度採用の有無 有(1単元 1,000株)

1. 平成14年3月期の業績 (平成13年4月1日～平成14年3月31日)

(1) 経営成績

(注) 平成13年3月期は、原則としてさくら銀行・住友銀行両行の計数を合算して表示しております。また、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
平成14年3月期	2,791,405	(15.1)	522,106	()	322,852	()
平成13年3月期	3,289,556	(20.0)	359,167	(6.8)	137,835	(30.1)

	1株当たり当期純利益		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		株主資本 当期純利益率		経常収支率		預金残高	
	円	銭	円	銭	%	%	%	%	百万円	
平成14年3月期	59	20	-----	-----	15.5	118.7	-----	-----	61,051,813	
平成13年3月期	17	28	17	25	4.9	86.8	-----	-----	59,041,313	
	住友銀行	16	59	16	25	3.7	90.9	-----	-----	

(注) 期中平均株式数 平成14年3月期 5,699,043,601 株
 平成13年3月期 (さくら銀行) 4,117,698,482 株 (住友銀行) 3,141,062,101 株

会計処理の方法の変更 無

経常収支率 = 経常費用 / 経常収益 × 100

経常収益、経常利益、当期純利益におけるパーセント表示は、対前期増減率

(2) 配当状況 (下記には普通株式の配当状況を記載しております。優先株式につきましては別紙をご参照下さい。)

	1株当たり年間配当金						配当金総額 (年間)	配当性向	株主資本 配当率		
	円		銭		円					%	%
	中間	期末	中間	期末	中間	期末					
平成14年3月期	4	00	0	00	4	00	22,835	-----	1.2		
平成13年3月期	6	00	3	00	3	00	24,707	34.7	1.7		
	住友銀行	6	00	3	00	3	00	18,846	36.2	1.3	

(注) 平成13年3月期のさくら銀行の配当につきましては、合併交付金(平成12年10月1日から平成13年3月31日にいたる間の1株当たり配当金相当額)を期末配当とみなして算出しております。

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり 株主資本		単体自己資本比率 (国際統一基準)
	百万円	百万円	%	円	銭	%
平成14年3月期	102,082,581	3,196,492	3.1	332	02	[速報値] 11.50
平成13年3月期	113,727,498	4,199,937	3.7	さくら銀行	358 44	さくら銀行 11.91
				住友銀行	451 35	住友銀行 11.80

(注) 期末発行済株式数 平成14年3月期 5,708,989,836 株
 平成13年3月期 (さくら銀行) 4,118,077,946 株 (住友銀行) 3,141,062,101 株
 期末自己株式数 平成14年3月期 434,559 株

2. 平成15年3月期の業績予想(平成14年4月1日～平成15年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金			
				中間		期末	
				円	銭	円	銭
中間期	1,200,000	110,000	40,000	0	00	-----	-----
通期	2,400,000	230,000	80,000	-----	-----	4	00

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 11円 47銭

本資料には、将来の業績に関する記述が含まれています。こうした記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクと不確実性を内包するものです。将来の業績は、経営環境に関する前提条件の変化等に伴い、予想対比変化し得ることにご留意ください。

「期中平均株式数」

三井住友銀行	平成14年3月期
普通株式	5,699,043,601株
第1回第一種優先株式	67,000,000株
第2回第一種優先株式	100,000,000株
第五種優先株式	800,000,000株
第六種優先株式	1,073,750株

さくら銀行	平成13年3月期	住友銀行	平成13年3月期
普通株式	4,117,698,482株	普通株式	3,141,062,101株
第二回優先株式	2,671,767株	第1回第一種優先株式	67,000,000株
第三回優先株式(第二種)	800,000,000株	第2回第一種優先株式	100,000,000株

「期末発行済株式数」

三井住友銀行	平成14年3月期
普通株式	5,708,989,836株
第1回第一種優先株式	67,000,000株
第2回第一種優先株式	100,000,000株
第五種優先株式	800,000,000株

さくら銀行	平成13年3月期	住友銀行	平成13年3月期
普通株式	4,118,077,946株	普通株式	3,141,062,101株
第二回優先株式	2,577,000株	第1回第一種優先株式	67,000,000株
第三回優先株式(第二種)	800,000,000株	第2回第一種優先株式	100,000,000株

(注)当期における発行済株式数の増減内容は以下のとおりであります。

・合併による増加	普通株式	2,470,846,767株	} 523,851百万円
	第五種優先株式	800,000,000株	
・転換社債の転換	第六種優先株式	2,577,000株	} 50,045百万円
	普通株式	91,324,178株	
・第六種優先株式の普通株式への転換	普通株式	6,191,349株	} - 百万円
	第六種優先株式	2,577,000株	

「1株当たり年間配当金」及び「配当金総額(年間)」

三井住友銀行 (平成14年3月期)	1株当たり年間配当金			配当金総額 (年間) 百万円
	円	銭	円	
普通株式	4	00	4	22,835
第1回第一種優先株式	10	50	10	703
第2回第一種優先株式	28	50	28	2,850
第五種優先株式	13	70	13	10,960

さくら銀行 (平成13年3月期)	1株当たり年間配当金			配当金総額 (年間) 百万円
	円	銭	円	
普通株式	6	00	3	24,707
第二回優先株式	15	00	7	39
第三回優先株式(第二種)	13	70	6	10,960

(注1)普通株式合併交付金3円を、平成13年3月期の期末配当金とみなして算出しております。

(注2)優先株式合併交付金7円50銭を、平成13年3月期の期末配当金とみなして算出しております。

(注3)優先株式合併交付金6円85銭を、平成13年3月期の期末配当金とみなして算出しております。

住友銀行 (平成13年3月期)	1株当たり年間配当金			配当金総額 (年間) 百万円
	円	銭	円	
普通株式	6	00	3	18,846
第1回第一種優先株式	10	50	5	703
第2回第一種優先株式	28	50	14	2,850

(平成15年3月期の業績予想)

「1株当たり年間配当金」

三井住友銀行 (平成15年3月期)	1株当たり年間配当金			
			中間	期末
	円	銭	円	銭
普通株式	4	00	0	00
第1回第一種優先株式	10	50	0	00
第2回第一種優先株式	28	50	0	00
第五種優先株式	13	70	0	00

1. 「平成14年3月期の業績」指標算式

1株当たり当期純利益

$$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期中平均普通株式数}^*}$$

株主資本当期純利益率

$$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\{(\text{期首株主資本} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末株主資本} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$$

配当性向

$$\frac{\text{普通株式配当金総額}}{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当金総額}} \times 100$$

株主資本配当率

$$\frac{\text{普通株式配当金総額}}{\text{期末株主資本} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}} \times 100$$

1株当たり株主資本

$$\frac{\text{期末株主資本} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}}{\text{期末発行済普通株式数}^*}$$

2. 「平成15年3月期の業績予想」指標算式

1株当たり予想当期純利益

$$\frac{\text{予想当期純利益} - \text{予想優先株式配当金総額}}{\text{期末発行済普通株式数}^*}$$

*：当期より、自己株式を除いて算出しております。

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については期末日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 動産不動産の減価償却は、定額法（ただし、動産については定率法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 7年～50年
動産 3年～20年
7. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
8. 新株発行費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。
9. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。なお、従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成12年4月10日）に基づき、「新外為経理基準」を適用していましたが、当期から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）が適用される処理を企業き、改訂した外貨建取引等の会計処理基準（「外貨建取引等の会計処理基準の改訂に関する意見書」（除き会計審議会平成11年10月22日））を適用しております。
資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。
なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額を将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。
10. 貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案し必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,405,069百万円であります。
11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。なお、従業員賞与の未払計上額については、従来、「未払費用」に計上しておりますが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」（日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報 No.15）により、当期から「賞与引当金」として表示しております。この変更により、「未払費用」が11,342百万円減少し、「賞与引当金」が同額増加しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理
なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理しております。
13. 債権売却損失引当金は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。

14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. ヘッジ会計の方法として、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより評価しております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。
- また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）に基づき、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
- なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。
16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
17. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。
- 金融先物取引責任準備金 18 百万円 金融先物取引法第 82 条の規定に基づく準備金であります。
18. 子会社の株式及び出資総額 638,477 百万円
19. 子会社に対する金銭債権総額 507,461 百万円
20. 子会社に対する金銭債務総額 2,475,880 百万円
21. 動産不動産の減価償却累計額 522,831 百万円
22. 動産不動産の圧縮記帳額 76,321 百万円
23. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部については、リース契約により使用しております。
24. 貸出金のうち、破綻先債権額は 195,653 百万円、延滞債権額は 3,184,459 百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
25. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 92,324 百万円であります。
- なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
26. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,344,016 百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
27. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 5,816,452 百万円であります。
- なお、24. から 27. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
28. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等の額面金額は、1,216,707 百万円あります。
29. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|--------|---------------|
| 現金預け金 | 45,623 百万円 |
| 特定取引資産 | 621,047 百万円 |
| 有価証券 | 8,926,055 百万円 |
| 貸出金 | 3,239,033 百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-----------|---------------|
| コールマネー | 1,505,000 百万円 |
| 売現先勘定 | 1,100,446 百万円 |
| 売渡手形 | 6,868,800 百万円 |
| 借入金 | 98,128 百万円 |
| 債券貸付取引担保金 | 2,504,332 百万円 |
| 支払承諾 | 45,571 百万円 |
- 上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 101,669 百万円、特定取引資産 296 百万円、有価証券 2,764,145 百万円及び貸出金 58,095 百万円を差し入れております。
30. 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 1,057,953 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 1,150,941 百万円あります。
31. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日
- 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額、同条第 4 号に定める路線価及び同条第 5 号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、興行価格補正、時点修正、近隣売買

事例による補正等、合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額より 90,526 百万円下回っております。

また、土地の再評価に関する法律及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年 3 月 31 日公布法律第 19 号）に基づき、エスエムビーシー資産管理サービス株式会社との合併により引継いだ事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」から控除し、当該評価差額から当該税金相当額を控除した金額を「再評価差額金」から控除しております。

再評価を行った年月日 平成 14 年 3 月 31 日

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 248,659 百万円

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 169,520 百万円

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額及び同条第 4 号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,050,790 百万円が含まれております。

33. 社債には、劣後特約付社債 625,854 百万円が含まれております。

34. 旧商法第 280 条ノ 19 第 1 項に規定する、取締役及び使用人に付している新株引受権（商法等の一部を改正する法律（平成 13 年 11 月 28 日法律第 128 号）附則第 6 条の規定に基づき、この法律の施行後もなお従前の例によることとされている新株の引受権）の内容は次のとおりであります。

平成 10 年 7 月 31 日をもって権利を付与した新株引受権

対象となる株式の種類 普通株式

対象となる株式の総数 296,000 株

新株の発行価額（行使価額） 1 株につき 1,432 円

平成 11 年 7 月 30 日をもって権利を付与した新株引受権

対象となる株式の種類 普通株式

対象となる株式の総数 393,000 株

新株の発行価額（行使価額） 1 株につき 1,628 円

平成 12 年 7 月 31 日をもって権利を付与した新株引受権

対象となる株式の種類 普通株式

対象となる株式の総数 353,000 株

新株の発行価額（行使価額） 1 株につき 1,361 円

平成 13 年 7 月 31 日をもって権利を付与した新株引受権

対象となる株式の種類 普通株式

対象となる株式の総数 1,149,000 株

新株の発行価額（行使価額） 1 株につき 1,035 円

株式会社さくら銀行から承継した旧商法第 280 条ノ 19 第 1 項に規定する、取締役及び使用人に付与している新株引受権（商法等の一部を改正する法律（平成 13 年 11 月 28 日法律第 128 号）附則第 6 条の規定に基づき、この法律の施行後もなお従前の例によることとされている新株の引受権）の内容は次のとおりであります。

平成 11 年 8 月 23 日をもって権利を付与した新株引受権

対象となる株式の種類 普通株式

対象となる株式の総数 167,400 株

新株の発行価額（行使価額） 1 株につき 1,124 円

平成 12 年 7 月 25 日をもって権利を付与した新株引受権

対象となる株式の種類 普通株式

対象となる株式の総数 174,600 株

新株の発行価額（行使価額） 1 株につき 1,287 円

35. 1 株当たりの当期損失 59 円 20 銭

36. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の譲渡性預け金及びコマースナル・ペーパー、並びに「買入金銭債権」中のコマースナル・ペーパー及び貸付債権信託受益権が含まれております。以下 39.まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額	873,583 百万円				
当期の損益に含まれた評価差額	265				
満期保有目的の債券で時価のあるもの					
貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損	
国債	100,968 百万円	101,400 百万円	431 百万円	431 百万円	- 百万円
その他	26,992	27,708	715	734	19
合計	127,961	129,108	1,146	1,165	19

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

貸借対照表計上額	時価	差額		
子会社・子法人等株式	104,003 百万円	101,413 百万円	2,589 百万円	
関連法人等株式	8,485	10,974	2,488	
合計	112,488	112,387	101	

その他有価証券で時価のあるもの

取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	5,234,755 百万円	4,733,857 百万円	500,897 百万円	180,943 百万円
債券	10,517,923	10,555,706	37,783	55,597
国債	9,463,294	9,498,141	34,847	39,207
地方債	421,315	429,412	8,097	9,764
社債	633,314	628,153	5,161	6,625
その他	2,775,933	2,757,392	18,540	7,696
目的区分変更	-	-	61	61
合計	18,528,611	18,046,957	481,593	244,299

上記の評価差額に繰延税金資産 185,991 百万円を加えた額 295,601 百万円が、「評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。当期におけるこの減損処理額は 97,140 百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて 30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて 50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

37. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
31,513,898 百万円	174,190 百万円	90,314 百万円

38. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	3,384 百万円
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	894,584
関連法人等株式	177,502
その他	16,507
その他有価証券	
非上場債券	555,408
非上場外国証券	347,494
非上場株式（店頭売買株式を除く）	143,314
その他	112,358

39. その他有価証券のうち、満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	2,268,355 百万円	6,927,429 百万円	1,813,599 百万円	202,700 百万円
国債	2,155,760	6,006,279	1,236,840	200,230
地方債	25,433	110,409	292,998	570
社債	87,161	810,740	283,760	1,900
その他	311,056	1,948,876	126,360	510,543
合計	2,579,411	8,876,305	1,939,960	713,243

40. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	3,715 百万円
当期の損益に含まれた評価差額	-

その他の金銭の信託	
取得原価	33,968 百万円
貸借対照表計上額	30,142
評価差額	3,825
うち益	135
うち損	3,960

なお、上記の評価差額に繰延税金資産 1,477 百万円を加えた額 2,348 百万円が「評価差額金」に含まれております。

41. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「国債」に 999 百万円含まれております。また、使用貸借又は質貸借契約により貸し付けている有価証券は、「国債」に 827 百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は 3,193,191 百万円、当期末に当該処分をせずに所有しているものは 507,010 百万円であり、また、使用貸借又は質貸借契約により受け入れている有価証券については、担保の差入等を行なうことがあります。

なお、無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券については、従来、「保管有価証券等」と「借入商品債券」または「借入有価証券」にそれぞれ両建て計上しておりましたが、金融商品に係る会計基準の改正により、資産及び負債にそれぞれ計上しない取扱いに変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「保管有価証券等」、「借入商品債券」及び「借入有価証券」は、それぞれ 3,098,200 百万円、164,100 百万円及び 2,934,100 百万円減少しております。

42. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,565,257 百万円であり、このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 21,097,495 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

43. 当期末における退職給付引当金並びに同引当金と相殺されている退職給付信託における年金資産（未認識数理計算上の差異を除く）は、それぞれ以下のとおりであります。

	退職一時金	厚生年金基金	合計
退職給付引当金 （退職給付信託の年金資産控除前）	117,936 百万円	151,545 百万円	269,481 百万円
退職給付信託の年金資産 （未認識数理計算上の差異を除く）	94,611	58,015	152,627
退職給付引当金 （退職給付信託の年金資産控除後）	23,324	93,530	116,854

当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	1,070,564 百万円
年金資産（時価）	730,307
未積立退職給付債務	340,256
会計基準変更時差異の未処理額	60,502
未認識数理計算上の差異	221,954
未認識過去勤務債務（債務の減額）	59,055
貸借対照表計上額の純額	116,854

44. 商法第 289 条第 2 項及び銀行法第 18 条第 2 項の規定に基づき、当期中に法定準備金を減少しております。これに伴い、資本準備金は 357,614 百万円、利益準備金は 241,421 百万円減少し、その他の剰余金中の「資本準備金減少差益」は 357,614 百万円、当期末処分利益は 241,421 百万円増加しております。

45. 自己株式は、従来、「株式」に含めて計上しておりましたが、銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成 14 年 4 月 19 日付内閣府令第 36 号）により改正されたことに伴い、当期より資本の部の末尾に「自己株式」を設けて資本から控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は 283 百万円、資本の部は 283 百万円それぞれ減少しております。

46. 金融商品に係る会計基準の適用に伴い、当期からその他有価証券及びその他の金銭の信託を時価評価することにより生じる評価差額に税効果をもとめた額を「評価差額金」として計上しております。この結果、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権並びに「金銭の信託」が合計で 485,418 百万円減少し、「評価差額金」が 297,950 百万円計上されております。

47. 東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成 12 年 4 月 1 日東京都条例第 145 号）（以下、「都条例」という）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成 12 年 10 月 18 日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成 14 年 3 月 26 日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金 16,633 百万円及び損害賠償金 200 百万円の請求を認める判決を言い渡しましたが、3 月 29 日、東京都は、判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しております。

このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、前期と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であ

ると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものとしたことではありません。都条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、前期が 8,100 百万円(株式会社さくら銀行が第 11 期に計上した金額との合計で 16,833 百万円)、当期が 19,862 百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ前期は経常利益が同額減少し、当期は経常損失が同額増加しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。この損益影響により、純資産額は 21,694 百万円減少しております。また、都条例施行により、東京都に係る事業税は税効果会計の計算に含まれないこととなるため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は 96,904 百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は 3,694 百万円減少しており、これらにより純資産額は 93,209 百万円減少しております。

また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成 12 年 6 月 9 日大阪府条例第 131 号)(以下、「府条例」という)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成 14 年 4 月 4 日、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。

このように当行は府条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理については、大阪府に係る事業税を府条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では東京都と同様の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、府条例を合憲・適法なものとしたことではありません。府条例施行に伴い、大阪府に係る事業税については、10,137 百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。この損益影響により、純資産額は 5,478 百万円減少しております。また、府条例施行により、大阪府に係る事業税は税効果会計の計算に含まれないこととなるため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は 46,631 百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は 1,798 百万円減少しており、これらにより純資産額は 44,833 百万円減少しております。

第1期 (平成13年4月1日から平成14年3月31日まで) 損益計算書

(金額単位 百万円)

科 目	金 額
経常利益	2,791,405
経常利益	2,192,961
貸出金	1,256,848
貸付金	504,732
貸付金	4,432
貸付金	1,781
貸付金	27
貸付金	185,085
貸付金	173,443
貸付金	66,611
貸付金	239,645
貸付金	100,509
貸付金	139,135
貸付金	121,414
貸付金	120,302
貸付金	1,112
貸付金	150,886
貸付金	10,439
貸付金	124,773
貸付金	15,110
貸付金	562
貸付金	86,498
貸付金	54,196
貸付金	1,810
貸付金	30,490
経常利益	3,313,512
経常利益	716,677
経常利益	323,249
経常利益	14,430
経常利益	8,807
経常利益	17,379
経常利益	1,253
経常利益	970
経常利益	136,900
経常利益	31,187
経常利益	50
経常利益	97
経常利益	182,350
経常利益	74,373
経常利益	20,634
経常利益	53,738
経常利益	125
経常利益	107
経常利益	17
経常利益	60,445
経常利益	50,522
経常利益	1,985
経常利益	5,704
経常利益	2,161
経常利益	71
経常利益	696,775
経常利益	1,765,115
経常利益	1,158,947
経常利益	283,895
経常利益	37,034
経常利益	54,300
経常利益	130,585
経常利益	1,867
経常利益	98,485
経常利益	522,106
経常利益	26,783
経常利益	4,360
経常利益	258
経常利益	22,164
経常利益	41,314
経常利益	18,562
経常利益	22,752
経常利益	536,637
経常利益	32,737
経常利益	246,522
経常利益	322,852
経常利益	68,994
経常利益	114,169
経常利益	59,967
経常利益	241,421
経常利益	161,699

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 257,748 百万円
子会社との取引による費用総額 197,053 百万円
3. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
4. 「その他の経常収益」には、退職給付信託に係る信託設定益 7,715 百万円を含んでおります。
5. 「その他の特別利益」は、子会社清算に伴う配当であります。
6. 「その他の特別損失」は、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額 20,167 百万円、ソフトウェア等の除却損 2,584 百万円であります。

第1期利益処分計算書案

(金額単位 円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	161,699,569,643
任 意 積 立 金 取 崩 額	12,145,600
海外投資等損失準備金取崩額	12,145,600
計	161,711,715,243
利 益 処 分 額	37,349,565,924
第1回第一種優先株式配当金 (1株につき10円50銭)	703,500,000
第2回第一種優先株式配当金 (1株につき28円50銭)	2,850,000,000
第五種優先株式配当金 (1株につき13円70銭)	10,960,000,000
普 通 株 式 配 当 金 (1株につき4円)	22,835,959,344
任 意 積 立 金	106,580
海外投資等損失準備金	106,580
次 期 繰 越 利 益	124,362,149,319

比較貸借対照表(主要内訳)

(金額単位 百万円)

科 目	平成13年度末	平成12年度末	比 較
(資産の部)			
現金預け金	5,458,430	7,269,030	1,810,600
一 現 預 け	620,406	211,968	408,438
買 入 金	432,730	2,597,816	2,165,086
買 入 金	146,650	80,459	66,191
特 定 取 引	2,705,648	2,408,485	297,163
金 銭 引 当	33,858	75,120	41,262
有 価 値 証 書	20,442,996	27,059,978	6,616,982
貸 外 出 為 替	59,928,368	61,747,880	1,819,512
そ の 他 資 産	779,142	723,498	55,644
動 産	5,344,106	4,409,648	934,458
繰 上 償 減	890,981	871,749	19,232
支 払 倒 引	1,741,114	1,074,671	666,443
貸 倒 引	5,529,996	6,293,027	763,031
貸 倒 引	1,971,849	1,095,841	876,008
資 産 の 部 合 計	102,082,581	113,727,498	11,644,917
(負債の部)			
預 譲 渡 性 預 金	61,051,813	59,041,313	2,010,500
一 現 預 金	6,577,539	11,688,459	5,110,920
売 渡 現 預 金	3,883,991	5,898,509	2,014,518
マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ	1,100,446	4,857,211	3,756,765
特 定 取 引 負 債	6,868,800	4,032,500	2,836,300
借 外 社 為 替 債	1,001,000	1,637,200	636,200
社 転 換 社 債	1,797,086	1,180,506	616,580
そ の 他 負 債	3,406,286	3,985,126	578,840
賞 与 引 当 金	300,162	250,712	49,450
退 職 給 付 引 当 金	2,133,754	1,470,607	663,147
債 権 売 却 損 引 当 金	1,106	101,106	100,000
特 別 法 上 の 引 当 金	4,962,176	8,809,198	3,847,022
再 評 価 に 係 る 繰 上 償 減	11,342	-	11,342
支 払 承 諾	116,854	14,054	102,800
	80,576	137,972	57,396
	18	17	1
	63,137	130,030	66,893
	5,529,996	6,293,027	763,031
負 債 の 部 合 計	98,886,088	109,527,559	10,641,471
(資本の部)			
資 法 再 剩	1,326,746	1,795,554	468,808
定 評 価 差 額	1,326,758	1,781,722	454,964
任 意 積 立 金	100,346	209,583	109,237
当 期 未 処 分 利 益	740,874	413,077	327,797
そ の 他 の 剰 余 金	221,560	221,563	3
評 価 己 株 式	161,699	191,513	29,814
	322,852	137,835	460,687
	357,614	-	357,614
	297,950	-	297,950
	283	-	283
資 本 の 部 合 計	3,196,492	4,199,937	1,003,445
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	102,082,581	113,727,498	11,644,917

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 平成12年度末につきましては、さくら銀行・住友銀行両行の計数を合算して表示しております。

比較損益計算書(主要内訳)

(金額単位 百万円)

科 目	平成 13 年度	平成 12 年度	比 較
経 常 収 益	2,791,405	3,289,556	498,151
資 金 運 用 収 益	2,192,961	2,275,679	82,718
(うち貸出金利息)	(1,256,848)	(1,501,144)	(244,296)
(うち有価証券利息配当金)	(504,732)	(348,176)	(156,556)
役 務 取 引 等 収 益	239,645	231,780	7,865
特 定 取 引 収 益	121,414	95,385	26,029
そ の 他 業 務 収 益	150,886	73,476	77,410
そ の 他 経 常 収 益	86,498	613,233	526,735
経 常 費 用	3,313,512	2,930,388	383,124
資 金 調 達 費 用	716,677	1,035,641	318,964
(うち預金利息)	(323,249)	(601,538)	(278,289)
役 務 取 引 等 費 用	74,373	81,087	6,714
特 定 取 引 費 用	125	-	125
そ の 他 業 務 費 用	60,445	57,082	3,363
営 業 経 費	696,775	711,987	15,212
そ の 他 経 常 費 用	1,765,115	1,044,585	720,530
経 常 利 益	522,106	359,167	881,273
特 別 利 益	26,783	3,112	23,671
特 別 損 失	41,314	89,169	47,855
税 引 前 当 期 利 益	536,637	273,111	809,748
法人税、住民税及び事業税	32,737	9,526	23,211
法 人 税 等 調 整 額	246,522	125,747	372,269
当 期 利 益	322,852	137,835	460,687
前 期 繰 越 利 益	68,994	94,554	25,560
合併による未処分利益受入額	114,169	-	114,169
再評価差額金取崩額	59,967	11,839	48,128
利益準備金取崩額	241,421	-	241,421
中間配当額	-	29,052	29,052
利益準備金積立額	-	5,809	5,809
合併交付金	-	17,853	17,853
当 期 未 処 分 利 益	161,699	191,513	29,814

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 平成12年度につきましては、さくら銀行・住友銀行両行の計数を合算して表示しております。

比較利益処分計算書案

(金額単位 百万円)

科 目	平成 13 年度	平成 12 年度	比 較
当 期 未 処 分 利 益	161,699	82,490	79,209
任 意 積 立 金 取 崩 額	12	4	8
海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 取 崩 額	12	4	8
計	161,711	82,494	79,217
利 益 処 分 額	37,349	13,500	23,849
利 益 準 備 金	-	2,300	2,300
第 1 回 第 一 種 優 先 株 式 配 当 金	703	351	352
第 2 回 第 一 種 優 先 株 式 配 当 金	2,850	1,425	1,425
第 五 種 優 先 株 式 配 当 金	10,960	-	10,960
普 通 株 式 配 当 金	22,835	9,423	13,412
任 意 積 立 金	0	0	0
海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	0	0	0
次 期 繰 越 利 益	124,362	68,994	55,368

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. さくら銀行は、平成13年4月1日を合併期日として、住友銀行と合併いたしましたが、解散会社であることから、平成12年度の利益処分を実施しておりません。従いまして、平成12年度は住友銀行のみの計数を記載しております。